



育児休業手当金支給延長について



息子が来月1歳になりますが、保育所の入所が不承諾になりました。この場合、育児休業手当金の支給期間は延長できますか？



子が1歳に達する日（誕生日の前日）において、保育所入所不承諾により当面保育所入所の見通しがたたない場合に該当したときは、1歳6か月に達するまで支給が延長されます。



育児休業手当金

組合員が、育児休業等に関する法律により育児休業をした場合には、勤務に服さなかった期間で子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業手当金を支給します。

支給期間

育児休業を終了した日、または当該育児休業に係る子が1歳に達する日（誕生日の前日）のいずれか早い日まで。

支給額

勤務に服さなかった期間1日につき標準報酬の日額の67%、180日経過後から50%を支給。



※報酬の一部が支給されている場合は育児休業手当金との差額が支給されます。

※支給日数は、週休日（土曜日・日曜日）を含みません。

※支給額については、雇用保険法に基づき支給される育児休業給付に準じ、給付上限相当額が設けられます。

令和2年8月1日から（67%…上限13,896円 50%…上限10,370円）

※「パパママ育休プラス制度」を利用した場合は、その子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金が支給されます。（上限1年間）

「パパママ育休プラス制度」については、本組合ホームページをご覧ください。

支給期間の「延長」について

下記の支給要件に該当した場合は、1歳6か月に達するまで支給が「延長」されます。

【支給要件】

1 子が1歳に達する日（誕生日の前日）において、保育所入所不承諾により当面保育所入所の見通しがたたない場合
 （注）保育所入所不承諾については、誕生日の前日までに保育所に申出をし、入所希望日が1歳の誕生日以前（誕生日を含む）である必要があります。

2 常態としてその子の養育を行っている配偶者が、死亡、疾病等により養育が困難な状態になったとき



支給期間の「再延長」について

前記に該当する子が、1歳6か月に達する日の前日において、同様な理由等により保育所入所の見通しがたたない場合等は、最長で2歳に達するまで支給期間が再延長されます。

(注) 保育所入所不承諾については、1歳6か月に達する日の前日までに保育所に申出をし、入所希望日が1歳6か月に達する日以前（到達日を含む）である必要があります。

また、「再延長」をする場合で保育所等に入所できない場合は、1歳から1歳6か月までの全期間において、入所不承諾通知の有効期間内である場合に限りです。

※入所不承諾通知では確認ができない場合は、所属所担当者を通して確認させていただきます。

【支給延長の手続き】

- 提出書類**
- 育児休業手当金請求書（6月支給延長特例分）
 - 「保育所等の入所不承諾通知書」等の市町村が発行した証明書（写）

- 提出先**
- お勤め先の共済組合事務担当課



育児休業手当金イメージ図

